

質問回答表

件名	七尾市観光 PR ポスター・テーブルクロス制作業務委託公募型プロポーザル		
質問事項		回答事項	
月日	質問内容	月日	回答内容
9月14日	著作権法(昭和45年 法律48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利の放棄 著作権法第21条から第28条までに規定する権利の譲渡 は厳守する必要があるか?	9月19日	厳守とさせていただきます。
9月15日	モデルを起用した場合のライセンス期間はどの程度必要でしょうか。	9月19日	最短5年、最長無期限を想定しています。
9月15日	今後の展開案は有りますでしょうか	9月19日	デザインの一部をノベルティデザイン等での活用も検討しています。